

昭和34年9月11日 金曜日 鳥取県公報

第3055号

毎週火、金曜日発行(休日に当るときは翌日)
第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示

- 土地改良区役員の就任
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良区の定款変更の認可
- 二等陸、海、空士の募集の試験日時及び試験場
- 収入証紙小売さばき人の氏名変更
- 豚コレラ予防注射の実施
- 牛の結核、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除
- 牛のブルセラ病の検査
- 県有林の立木処分
- 昭和三十四年度鳥取県期限付職員措置試験
- 昭和三十四年度鳥取県吏員昇任試験

告示

鳥取県告示第四百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十項の規定により、数津土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 根 賴 男	鳥 取 市 数 津
井 戸 埼 納 太 郎	"	"
山 根 裕	"	"
井 戸 埼 美 親	"	"
西 尾 秋 夫	"	"
中 島 義 之	"	"
西 尾 輝 美	"	"
山 根 英 美	"	"
西 尾 武 崑	"	"

月二十日就任、任期第一回総会まで。

昭和三十四年六月十九日申請人において選任の結果六

00089

第3055号 2

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八
条第十項の規定により、吉岡温泉町土地改良区から次
のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
退任した役員の氏名及び住所
監事 沢田 勝 鳥取市吉岡温泉町
" 村上平太郎 "

就任した役員の氏名及び住所
監事 沢田 勝 鳥取市吉岡温泉町
" 村上平太郎 "

昭和三十四年三月二十六日通常総会において総選挙の
結果当選し四月一日就任、任期二年。

鳥取県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十
一条第二項の規定により、天神野土地改良区の定款変更は、

昭和三十四年九月八日認可した。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十四年度第三次二等陸、海、空土募集の試験日
時及び試験場を次のとおり定める。

昭和三十四年九月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十四年九月十九日 十分から
昭和三十四年十月二十二日 " 鳥取市西町
昭和三十四年十月二十三日 " 鳥取県立鳥取図書館
昭和三十四年十月二十日 " 倉吉市仲之町
昭和三十四年十月二十二日 " 日野郡日野町根雨
昭和三十四年十月二十三日 " 米子市両三柳
昭和三十四年十月二十二日 " 米子駐屯部隊
昭和三十四年十月二十二日 " 陸上自衛隊米子駐屯部隊

一 普通試験場

(試験日時) (試験場)

昭和三十四年十月十九日 十分から

昭和三十四年十月二十二日 "

昭和三十四年十月二十三日 "

昭和三十四年十月二十日 "

昭和三十四年十月二十二日 "

二 特設試験場

(試験日時) (試験場)

昭和三十四年十月二十二日 "

昭和三十四年十月二十三日 "

昭和三十四年十月二十日 "

昭和三十四年十月二十二日 "

四 実施の期日 別表のとおり

鳥取県告示第四百八十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第

三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さば
き人の代表者に次のように変更があつた。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日分べん前後一月以内のものを
除く。

00090

00090

別表			
実施期日	実施区域	実施場所	
第一次	第二次		
九月十一日	九月十四日	西伯郡西伯町東長田、法勝寺地区 会見町手間地区	手間、東長田、法勝寺検診場
" 十五日	" 十八日	" 岸本町八郷 大幡"	八郷、大幡
" 十六日	" 十九日	" 米子市巣 岸本町八郷 大幡"	巣、藍野、八郷
" 二十二日	" 二十五日	" 西伯郡伯仙町大高 米子市春日"	大高、尾高
" 二十三日	" 二十六日	" 西伯郡伯仙町大高 米子市伯仙町県 彦名"	大高、日吉津、春日、県名
" 二十八日	" 二十九日	" 西伯郡西伯町大國 米子市天津"	大國、天津
" 三十日	" 一日	" 岸本町幡郷	幡郷

肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査
肝て、つ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

五 注射の方法

豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月十九日	米子市市内地区	各豚舎巡回注射
"	" 夜見"	"
"	" 富益"	"
"	" 和田"	"
"	" 大篠津"	"
"	" 崎津"	"
"	" 彦名"	"
"	" 境港市全域	"

鳥取県告示第四百九十一号

次のように結核、ブルセラ病の検査並びに肝て、つ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対し検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年九月十一日 鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的

結核、ブルセラ病及び肝て、つ、予防のため

二 実施の区域

別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝て、つ、検査及び駆除

牛。ただし、生後三日以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

結核……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査

別表	実施期日	実施区域	実施場所
" 二十五日 "	肝て、つ、検査	皮内注射反応法、虫卵検査法	洲河崎、洲河家畜検診所
" 二十三日 "	肝て、つ、駆除	ヘキサクロロエタン製剤投与	日野郡江府町江尾地区 江尾家畜市場
" 九月二十二日 "			九月二十二日 西伯郡会見町賀野
" 九月二十一日 "			九月二十一日 米子市中浜、外江、渡

九月	二十六日	下蚊屋	下蚊屋
	二十九日	溝口町大平原	大平原
	三十日	金屋谷	金屋谷
	十月一日	大阪	大阪
	二日	根雨原	根雨原
九月	十二日	江府町江尾	江尾家畜市場
	十三日	日野郡江府町 洲河崎地区	洲河崎家畜検診所
	十四日	下蚊屋	下蚊屋
	十五日	下蚊屋	下蚊屋
	十六日	溝口町大平原	大平原
	十七日	金屋谷	金屋谷
	十九日	大阪	大阪
	二十日	根雨原	根雨原

ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝て、つ、検査及び駆除……牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査

十月二日	三日	六日	米子市尚徳	賀野
" 十日	" 十三日	" 十三日	西伯郡会見町賀野	富益、夜見、崎津
" 十二日	" 十五日	" 境港市中浜	" 富益、夜見	" 夜見
" 十四日	" 十七日	" 米子市五千石	" 福生	" 福生
" 十四日	" 十七日	" 和田	" 上道	" 上道
" " "	" 成美"	" 大篠津	" 余戸	" 芝
" " "	" 成美"	" 和田、大篠津	" 福生	" 賀木

鳥取県告示第四百九十二号

次のようにブルセラ病検査並びに肝て、つ、検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ブルセラ病及び肝て、つ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

公 告

次のとおり、県有林の立木を一般競争入札によつて売却する。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 場 所 鳥取県日野郡日野町大字板井原地内
板井原県有林第六林班へ小班

二 樹 種 令 四十五年生

四 面 積 六、九四ヘクタール（七町歩）

五 数 量 見込立木本数 五、〇七一本

六 搬出期限 昭和三十六年三月三十一日まで

七 伐採の方法 主伐

八 下見の日時 昭和三十四年九月十四日から十五日まで二日間

昭和34年9月11日

金曜日 鳥 取 県 公 報 第3055号

各日十三時に日野郡日野町大字板井原、
板井原県有林事務所に集合

九 下見案内者 日野郡日野町大字板井原

板井原県有林看守 池田克巳

一〇 入札場所 鳥取市東町 鳥取県經濟部林務課

一一 入札場所その他

1 入札執行年月日 昭和三十四年九月十七日

2 時間割

十二時三十分までに林務課え集合

十二時三十分から十三時まで契約条件その他につき

説明

十三時入札開始

一二 開 札 入札直後実施する。

一三 入札保証金 入札金額の百分の五以上

一四 契約の締結

落札後契約を締結するが、鳥取県契約条例第五条の規定による県議会の同意が得られなかつた場合は、契約

は成立しないものとする。

一五 その他

1 処分区域は、その内縁木の根ぎわに極印の押印のある立木を結ぶ線をもつて境界とする。

2 代理人において入札する場合は、委任状を持参すること。

3 印鑑、筆記具を持参すること。

4 入札について不明の点は、鳥取県林務課あて問合せること。

昭和三十四年度鳥取県期限付職員措置試験につき次のように公告する。

昭和三十四年九月十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

H 試験の対象となる職

一般事務職、土木職、林業職、農業土木職

口の受験資格を有しており、現に右の職に従事している職員が、現に従事している職の試験のみを受験することができます。したがつて、現に従事している職以外の試験を受験することはできません。

なお、右にかかる職以外の職に現に従事している職員は、選考で措置されますから、この試験は受験できません。

口 受験資格

現に本県の期限付職員として、勤務している者に限ります。

口 試験の方法

1 教養試験 主事補、技師補又はこれに相当すると認められる職に必要な適性及び教養について択一式により行います。

2 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について行います。

職種

科

目

一般事務

地方自治法、地方公務員法、行政法、地方財政関係法、その他一般事務職に必要な科目

土木

測量、橋梁、砂防、その他土木施工法、河川、港湾、道路、林業

林業

造林、森林利用、林政一般（林業常識）その他林業技術補助職に必要な科目

農業土木

数学、測量、農業水利、農地造構、土壤、作物、農業気象、土木施工法、土地改良法、その他農業土木職に必要な科目

- 3 勤務評定 平素の勤務成績について行います。
- 4 経歴評定 職務に関連のある経歴について行います。

四 試験の日時、場所

日	時	場	所
昭和三十四年十月四日（日）		鳥取市立川町五丁目 鳥取工業高等学校	

五 定数内職員への任用の方法

- 人事委員会は、受験者の成績順に名簿を作成し、各任命権者の請求に応じて成績順に通知し定数内職員に任命

用されます。名簿の有効期間は原則として一年間です。

(内) 受験手続

1 申込用紙の請求

申込用紙は人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「措置試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して十円切手をはつた返信用を封筒を必ず同封して下さい。

2 申込

(1) 申込用紙に必要事項を記入し、(県の経歴は詳細に記入すること。) 所属長（課、所長）の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。

(2) 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。

切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十四年九月十六日（水）から昭和三十四年九月二十五日（金）午後五時まで、郵送の場合は、九

月二十五日（金）午後五時までの着信に限ります。

六 その他

この試験についての問合せは、人事委員会事務局（電

二、一一一庁内一八二）にして下さい。

昭和三十四度鳥取県吏員昇任試験につき次のように公告する。

昭和三十四年九月十一日
鳥取県人事委員会委員長 中本覚蔵

一般事務職、学校事務職、土木職、建築職、農業職、

試験の対象となる職

一般事務職、学校事務職、土木職、建築職、農業職、林業職、畜産職、蚕糸職、農業土木職、農業改良普及員の職（營農指導員の職を含む。）、生活改良普及員の職、電気職、保母の職（教母の職を含む。）、栄養士の職

受験希望者は口の受験資格を有していれば、現在從事している職の種類にかかわらず、試験の対象となる職のうち一つを選んで受験することができます。

二 受験資格

次の各号の条件を満している者に限ります。

なお、選考により採用又は昇任させる職（昭和三十三年人事委員会告示第四号）に規定する職は、この試験の対象となりません。

1 昭和三十四年九月一日現在で本県の定数内の職員（条件付任用期間中の職員を除く。）として勤務している者。ただし、現に休職又は停職中の者並びに

結核に関し任命権者の行った健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限された者を除く。

2 昭和三十四年九月一日現在で次の学歴別経験年数を有する者。

学歴	経験年数
中学卒	四年以上
高校卒	四年以上
短大卒	一年以上
大学卒	○

00100
第3055号

(注) 学歴、経験年数は、職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）の規定によつて換算するものとする。

3 昭和三十四年九月一日現在で給料月額七、四〇〇円以上（教育職給料表）の適用を受ける職員にあつては、八、〇〇〇円以上）を支給されている者。

4 選考により採用された職員（試験の対象となる職に選考により採用された職員を除く。）は、その職又は他の県職員の職に通算して三年以上在職している者。

三 試験の方法

1 第一次試験

- (1) 教養試験 吏員として必要な適性及び教養について、採用試験により行います。

- (2) 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について、採用試験（職務遂行上必要な専門的知識について、採用試験）により次の科目に

職種	科	目
一般事務	地方自治法、地方公務員法、行政法、教育関係法その他学校事務職に必要な科目	地方自治法、地方公務員法、行政法、教育関係法その他学校事務職に必要な科目
学校事務	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目
土木	建築法規、計画、構造、施工、その他建築職に必要な科目	建築法規、計画、構造、施工、その他建築職に必要な科目
建築	農業、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策その他農業職に必要な科目	農業、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策その他農業職に必要な科目
農業	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林產製造、森林経理その他林業職に必要な科目	林業、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林產製造、森林経理その他林業職に必要な科目
林業	蚕糸、畜産汎論、その他畜産職に必要な科目	蚕糸、畜産汎論、その他畜産職に必要な科目
畜産	蚕糸汎論、その他畜産職に必要な科目	蚕糸汎論、その他畜産職に必要な科目
蚕糸	蚕業土木	蚕業土木
農業土木	蚕業、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策その他農業職に必要な科目	蚕業、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策その他農業職に必要な科目

ついて行います。

栄養士	電気	農業改良員
保母	生活改良員	農業改良員
栄養士	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育、その他生活改良員の職に必要な科目	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策その他農業改良員の職に必要な科目
保母	電気	農業改良員
栄養士	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発電所、送配電、電気法規、その他電気職に必要な科目	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業政策その他農業改良員の職に必要な科目

- (3) 勤務評定 平素の勤務成績について行います。
(4) 経歴評定 職務に関連のある経歴について行います。

2 第二次試験

主として人物、適性等について面接により口頭試問を行います。

四 試験の日時、場所及び発表

試験次	第一試験	日	時	場所	合格者発表
第二試験	昭和三十四年十月前九時から	午前九時から	鳥取市立川町五丁目	鳥取工業高等学	昭和三十四年十月十七日（火）
	昭和三十四年十月上旬の予定期間	午前九時から	鳥取市立川町五丁目	鳥取工業高等学	昭和三十四年十月十七日（火）

昇任試験の合格者は、試験職種ごとに吏員昇任候補者名簿に登載され、そのうちから昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一年です。

五 昇任の方法

昇任試験の合格者は、試験職種ごとに吏員昇任候補者名簿に登載され、そのうちから昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一年です。

六 受験手続

1 申込用紙の請求

申込用紙は、人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「昇任試験申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、十円切手をはつた返信用封筒を同封して下さい。

(1) 申込用紙に必要事項を記入し（経歴はなるべく

詳細に記入すること。) 所属長(課、所長)の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。

(2) 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和三十四年九月十六日(水)から昭和三十四年九月二十五日(金)午後五時まで、郵送の場合は九月二十五日(金)午後五時までの着信に限ります。

七 その他

この試験の詳細についての問合せは人事委員会事務局(電二、一一一府内一八二)にして下さい。

発行日 火、金

印 発

行鳥
取者
所県
鳥
鳥取市
東町
縣
印
刷
所 県

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可